

電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表

(現行)

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1次登録		報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金			A料金	B料金
加入料	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

(注1) (略)

(注2) 加入料 : 加入時のみ収受する料金。

なお、電子情報処理組織使用事業者が、「B料金」から「A料金」に
区分変更する場合は、差額を収受する。

基本料 : (略)

使用料 : (略)

以下 (略)

(注3～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の 属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・排出事業者A ・処分業者A	25,200	23,100	21,000	18,900	16,800	14,700	12,600	10,500	8,400	6,300	4,200	2,100
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者B	12,600	11,550	10,500	9,450	8,400	7,350	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,050
・排出事業者B	2,100	1,925	1,750	1,575	1,400	1,225	1,050	875	700	525	350	175

※ 「排出事業者A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A料金」、
をいう。以下同じ。

(改正後) 平成 26 年 1 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1次登録		報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金			A料金	B料金
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

(注 1) (略)

(注 2) 削除

基本料 : (略)

使用料 : (略)

以下 (略)

(注 3～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

変更なし

(改正後) 平成 26 年 4 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1次登録		報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金			A料金	B料金
基本料(年額)	<u>25,920</u>	<u>2,160</u>	<u>12,960</u>	<u>12,960</u>	<u>25,920</u>	<u>12,960</u>
使用料(単価)	<u>10.8</u>	<u>32.4</u>	0	0	<u>10.8</u>	<u>32.4</u>

(注 1～5) (略)

別表2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・排出事業者A ・処分業者A	<u>25,920</u>	<u>23,760</u>	<u>21,600</u>	<u>19,440</u>	<u>17,280</u>	<u>15,120</u>	<u>12,960</u>	<u>10,800</u>	<u>8,640</u>	<u>6,480</u>	<u>4,320</u>	<u>2,160</u>
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者B	<u>12,960</u>	<u>11,880</u>	<u>10,800</u>	<u>9,720</u>	<u>8,640</u>	<u>7,560</u>	<u>6,480</u>	<u>5,400</u>	<u>4,320</u>	<u>3,240</u>	<u>2,160</u>	<u>1,080</u>
・排出事業者B	<u>2,160</u>	<u>1,980</u>	<u>1,800</u>	<u>1,620</u>	<u>1,440</u>	<u>1,260</u>	<u>1,080</u>	<u>900</u>	<u>720</u>	<u>540</u>	<u>360</u>	<u>180</u>

※ 「排出事業者A」とは、別表1において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A料金」、をいう。以下同じ。